

ブロック塀などの撤去や撤去後のフェンスなどの 新設に要する費用を20万円まで全額補助します

箕面市では、ブロック塀などの倒壊による災害を未然に防止し、安心・安全に道路を通行していただくため、ブロック塀などの撤去や撤去後のフェンスなどの新設に要する費用について全額補助（上限20万円）します。

1 補助対象となる塀

次のすべてに該当する塀（門柱は除く）

- ①コンクリートブロック、れんが、石材又は土で作られている
- ②道路（私道を除く）に面して設置されている
- ③道路からの高さが60cm以上（土台の高さを含む）

※既存の塀を撤去する際は、②のコンクリートブロック（土留め部分を含む）を全て撤去すること。

2 補助対象となる工事費用

「ブロック塀などの撤去」及び「撤去後のフェンスなどの新設」の工事費用に対して補助します。

※新たな塀等を新設する場合は、軽量のフェンス又は鉄筋コンクリート造若しくはその組合せのものを補助の対象とする。

（新たに設置する塀にコンクリートブロック等を使用している場合は補助の対象とはなりません。）

※本年度分の申請は、工事が2月中旬までに完了するものが対象です。申請期限の目安は、12月中旬となります。お早めにご相談ください。

3 補助金額

20万円まで全額補助します。

4 箕面市と協定を締結している事業者

箕面市は箕面市建設業協同組合と「箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金制度に関する協定」を締結しています。組合にて工事をする場合は、箕面市への補助金の申請手続きを無料で代行し、責任を持って対応することとしています。

【連絡先】（受付時間：平日9時～17時）

箕面市建設業協同組合事務局（株式会社三原組 内）

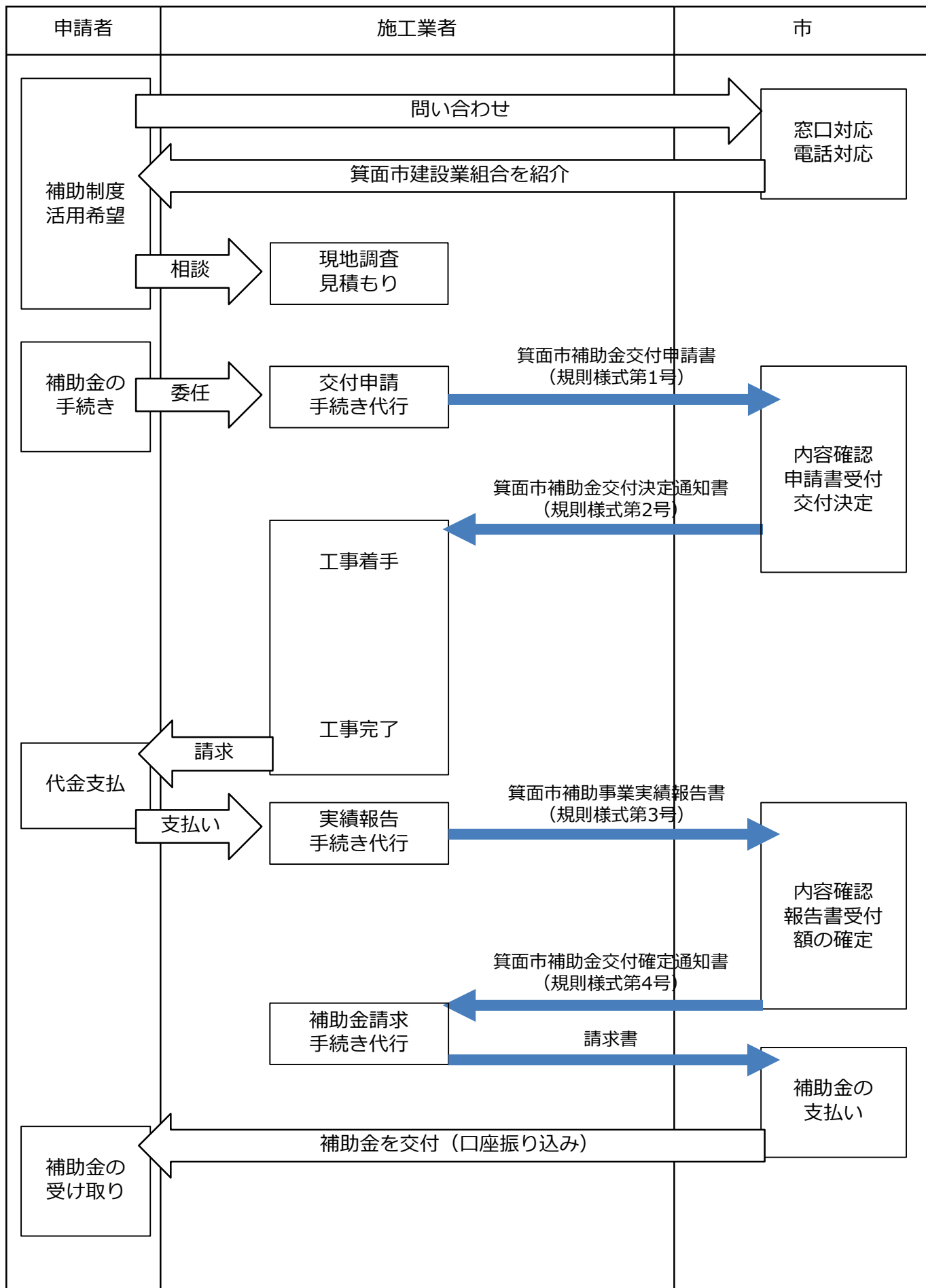
電話：072-723-2282 FAX：072-723-2360

【お問い合わせ】

箕面市みどりまちづくり部建築室

電話：072-724-6947（直通）

箕面市ブロック塀等倒壊予防工事費補助金 手続きイメージ



補助対象の範囲

対象となる撤去前の塀

対象とならない撤去前の塀

